

新型コロナウイルス感染症

対策に関する緊急支援を実施

市内小企業者に5万円を支給 6月30日(火)までに申請を

☎ 市商工関係小規模事業者集中支援金電話対応コーナー ☎027-898-2661

支援が十分に及ばない市内小企業者を対象に5万円を支給。なお、予算額に達し次第、終了します。

対象=次の全てを満たす事業者。①常時雇用する従業員が5人以下で、3月1日以前から事業を開始し、実店舗や事業所などが市内にあって事業収入を得ている②県の感染症対策事業継続支援金の対象でない③市の経営安定資金で借入利子補助などを受けない④市税の滞納がない⑤農林漁業ではない

支給開始日=申請書の受け付け後、2週間程度
申請書の配布=市役所産業政策課、各支所・市民サービスセンターで。本市ホームページからダウンロードもできます
申し込み=申請書に記入し郵送で(6月30日(火)消印有効)。〒371-0035岩神町一丁目2-1・市商工関係小規模事業者集中支援金受付センターへ

市内店舗を電子チケットで応援

☎ 未来の芽創造課 ☎027-898-6427

スマートフォンで利用できる1,000円(500円×2枚)の電子チケットを配布。対象店舗など、詳しくは6月下旬に開設予定の本市ホームページ内特設サイトをご覧ください。

配布方法=特設サイトからダウンロード(1端末1回)

発熱外来を開設しました

☎ 帰国者・接触者相談センター(コールセンター) ☎027-220-1151

発熱してもかかりつけ医がなく受診できない人の診療のため、前橋市医師会の協力で発熱外来を13時から15時まで設置。まずは帰国者・接触者相談センター(表紙記載)に相談してください。なお、発熱外来ではPCR検査を行いません。

市税の徴収を猶予する 特例制度を創設

☎ 収納課 ☎027-898-6233

新型コロナウイルス感染症の影響で事業などの収入が大幅に減少した場合、申請すると1年間、市税の徴収猶予が受けられます。申請には収入や現預金の状況が分かる資料の提出が必要です。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

対象=新型コロナウイルス感染症の影響で2月以降の任意の期間(1カ月以上)で、事業などの収入が前年度

の同期に比べて20%以上減少し、市税の納税が困難な人・法人
対象の税目=2月1日から来年1月31日(月)までに納期限が到来する個人市県民税、法人市民税、固定資産税などの市税
申し込み=6月30日(火)か納期限のいずれか遅い日まで
に収納課へ直接

児童手当受給世帯に児童1人当たり1万円支給 6月4日(木)に児童手当の受け取り口座に振り込まれます

☎ 子育て支援課 ☎027-220-5701

対象=4月分の児童手当を本市から受給したか、3月に中学校を卒業した生徒がいる世帯で3月分の児童手当を本市から受給した人(特例給付(児童一人当たり5,000円給付)の対象だった人は、支給対象外です。)

なお、公務員の子育て世帯は、所属庁から配布される申請書に記入して提出してください。振り込み時期など詳しくは本市ホームページをご覧ください。



5月分の児童扶養手当を受給した 一人親家庭にお米を配布

☎ 子育て支援課 ☎027-220-5701

前橋産のお米10kgを配布。対象者には6月上旬に、お米引換券を発送します。

引き換え方法=6月8日(月)から7月10日(金)までに引換券をJA前橋市各支所に持参

前橋工科大生に 3万円を支給します

☎ 前橋工科大 ☎027-265-0111

本市が設置している前橋工科大の在学学生を対象に、遠隔授業や修学継続に必要な経費として3万円を支給。申請は随時受け付け中で、6月5日(金)から順次支給します。

オンライン教材で 中3の学習を支援します

☎ 教育委員会総務課 ☎027-898-5802

6月から8月までの3カ月間、オンライン教材を活用して中3の学習を支援する実証実験を実施。NTTドコモと協力し、インターネットを使った学習の環境がない生徒にタブレット端末を貸し出します。

花卉生産者と酪農・肉用牛 生産者に5万円支給

☎ 農政課 花卉については☎027-898-6704
畜産については☎027-898-6705

対象=切り花、鉢物などの花卉を栽培する農業者と、生乳を生産する農業者、肉用牛(肉用目的の乳用種を含む)の繁殖、肥育する農業者
詳しくは本市ホームページをご覧ください。

傷病手当金を支給します

☎ 国民健康保険については国民健康保険課 ☎027-898-6249

☎ 後期高齢者医療については県後期高齢者医療広域連合 ☎027-256-7115・7126

その他の公的医療保険(社会保険)加入者
勤務先が加入している健康保険に問い合わせください

企業などで働く人が新型コロナウイルス感染症に感染したか、発熱などの症状で感染が疑われ、仕事を休み、給与などの収入が得られなくなった場合に傷病手当金を支給。支給には一定の条件があります。制度や手続きなど、詳しくは加入している健康保険に問い合わせてください。